

## 「仙台市公立病院改革プラン 2017」の対象期間終了後の取扱いについて

平成 27 年 3 月、総務省から「新公立病院改革ガイドライン」が示され、公立病院の改革を推進するためのプラン策定が地方公共団体に求められた。これに応じ、本市は平成 29 年 3 月に「仙台市公立病院改革プラン 2017」（以下「プラン 2017」という。）を策定した。プラン 2017 の対象期間は平成 29 年度～令和 2 年度であり、総務省は令和 3 年度以降の更なる改革プランの策定を要請するため、令和 2 年夏頃を目処に現行ガイドラインを改定するとしてきたが、同年 10 月に「現行ガイドラインの改定等を含む同ガイドラインの取り扱いについては、その時期も含めて改めて示す」との通知があり、改定後のガイドラインの発出時期は見通せない現状にある。

このような状況にあつて、本市としては、プラン 2017 の改定は改定後のガイドラインが示されるのを待って行わざるを得ないものと判断するが、これまでプラン 2017 に基づき進めてきた改革や検討を、プラン 2017 の次期改定まで途切れることなく進めていくため、以下の考え方で取り組んでいくものとする。

### 1 プラン 2017 に掲げる「経営効率化」については、プラン 2017 の改定がなされない下でも「仙台市立病院経営計画」に基づき、継続して取り組みを行っていく。

プラン 2017 は、総務省の現行ガイドラインが示した「地域医療構想を踏まえた役割の明確化」、「経営効率化」、「再編・ネットワーク化」及び「経営形態の見直し」の 4 つの視点からまとめたものである。現行ガイドラインの改定は、地域医療構想の取組みの進め方の再整理を踏まえて行われることとされているため、このうち「地域医療構想を踏まえた役割の明確化」、「再編・ネットワーク化」及び「経営形態の見直し」については、改定後のガイドラインを踏まえて必要な検討を行い、改定作業を進めていく。

「経営効率化」については、市立病院において平成 30 年に令和 2 年度までの「仙台市立病院経営計画」（以下「現計画」という。）をプラン 2017 のアクションプランとして策定し、各種の取組みを進めてきた。改定後のガイドラインが示される時期が見通せない状況ではあるが、経営効率化の取組みは経営環境の変化に応じ、不断に進めていくべきものであり、引き続き、継続して取り組みながらプラン 2017 の次期改定に繋げていく必要がある。そのため、今年度末に計画が終了する現計画について令和 3 年度を対象期間とした暫定的改定を行うこととし、以降も状況に応じて当該計画の見直しを行いながら経営効率化の取組みを進めていく。

なお、現計画に示している救急医療や身体合併症精神科救急など政策的医療の積極的提供による病床活用については、経営と直結する課題でもあることから、引き続きその向上について検討していく。

## 2 「経営形態の見直し」については、他の経営手法の検証・研究に継続的に取り組む。

プラン 2017 では、「2025 年に向けた地域医療構想の本格的な協議・調整が今後進められ、市立病院が目指す高度急性期医療の絞り込みの動きも激化することが予想される中、経営形態の見直しという大規模な取組みに着手する時期として現行プランの期間内はリスクが大きいこと、移転後も市立病院が一定程度安定的な運営ができていることも踏まえ、現行プランの対象期間中は地方公営企業法全部適用による運営を継続することとし、併せて他の経営手法の検証・研究を行いながら、平成 32 年度末までに平成 33 年度以降の経営形態のあり方についての方向性を見定めていく」こととしていた。

しかし、地域医療構想の今後の進め方の再整理も進む中、現時点で経営形態のあり方の方向性を見定めることができる状況にはない。これまでプラン 2017 に基づき、先行事例の収集・研究を進めてきたが、地方独立行政法人への移行を果たした病院の経営には一定の課題も見受けられる。引き続き、地域医療構想に関する推移を注視しながら、令和 3 年度以降も新たに策定する経営計画に基づく取組みを進めるとともに、健康福祉局と市立病院とで、特に地方独立行政法人に移行した先行事例等についての検証・研究を進めていく。

以 上